

国立大学法人東京外国語大学職員介護休業規程

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第 59 号

改正 平成17年 6月 1日規則第32号 平成22年 6月29日規則第47号
平成28年12月13日規則第90号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第36条第3項、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第68号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第38条の2、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号。以下「特定有期雇用職員就業規則」という。）第41条及び国立大学法人東京外国語大学短期間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成24年規則第90号。以下「短期間特定有期雇用職員就業規則」という。）第38条の2の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学に所属する職員の介護休業に関する制度を設けて家族の介護を行う職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、職務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(法令との関係)

第2条 介護休業につき、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(介護休業)

第3条 職員は、学長に申し出ることにより、次の各号の一に該当する者で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、介護休業をすることができる。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (6) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者（同居している者に限る。）
 - ア 父母の配偶者
 - イ 配偶者の父母の配偶者
 - ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

- 2 介護休業の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して186日を超えない範囲内において必要とする期間とする。
- 3 非常勤職員就業規則第3条に定める職員、特定有期雇用職員就業規則第3条に定める職員、短期間特定有期雇用職員就業規則第3条に定める職員及び国立大学法人東京外国語大学非常勤講師等就業規則（平成16年規則第70号）に定める職員が介護休業する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内において必要とする期間とする。
- 4 次に掲げる者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。
 - (1) 国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）第4条第1項第2号から第4号の規定により学長が任期を定めて雇用する職員
 - (2) 引き続き雇用された期間が1年未満の職員
 - (3) 育児・介護休業法第12条第2項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、介護休業の対象から除外することとされた職員

(介護休業の申出)

第4条 介護休業を取得しようとする職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）を明らかにして、介護休業申出書（別紙様式1）により、原則として当該介護休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに学長に申し出るものとする。

2 学長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 介護休業の申出は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

(休業の単位)

第5条 介護休業の単位は、1日とする。

(介護休業の効果)

第6条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(介護休業申出の撤回等)

第7条 介護休業申出をした職員は、当該申出に係る介護休業開始予定日とされた日の前日までに、介護休業撤回申出書（別紙様式2）を提出することにより、当該申出を撤回することができる。

2 介護休業の申出がなされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号の一に掲げる事情が生じた場合、当該介護休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、当該介護休業申出をした職員は、遅滞なく、学長に届け出なければ

ならない。

- (1) 介護休業の申出に係る要介護者が死亡したこと
- (2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により介護休業申出に係る要介護者との親族関係が消滅したこと
- (3) 介護休業の申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該介護休業に係る要介護者を介護できない状態になったこと

(介護休業の終了)

第8条 介護休業は、次の各号の一に掲げる事情が生じた場合、当該事情が生じた日（第6号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- (1) 要介護者が介護を必要としなくなったこと
- (2) 要介護者が死亡したこと
- (3) 要介護者と介護休業をしている職員との親族関係が消滅したこと
- (4) 介護休業をしている職員が要介護者（第3条第1項第6号に該当する者に限る。）と同居しなくなったこと
- (5) 介護休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、要介護者を介護することができない状態になったこと
- (6) 介護休業をしている職員について、国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規則第53号）第24条第6号及び第7号に定める特別休暇、国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程（平成16年規則第58号）に基づく育児休業又は新たな介護休業が始まったこと
- (7) 介護休業をしている職員が、退職又は出勤停止の処分を受けたこと

2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、その旨を学長に届け出なければならない

(介護部分休業)

第9条 職員は、学長に申し出ることにより、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る第3条第2項及び第3項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

2 介護部分休業は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の介護の態様等から必要とされる時間について、30分を単位として行う。

(介護部分休業の申出)

第10条 介護部分休業の申出は、介護部分休業申出書（別紙様式3）により、介護部分休業を開始しようとする日の原則として2週間前までに学長に申し出るものとする。

2 前項の申出は、介護部分休業が必要な期間及び時間について、あらかじめ一括して行う。

3 第4条第2項の規定は、介護部分休業の申出について準用する。

(介護部分休業の終了)

第11条 第8条第1項の規定は、介護部分休業の終了について準用する。

(介護休業等に係る給与等の取扱い)

第12条 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 介護部分休業をしている時間については、その勤務しない1時間につき、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（平成16年規則第54号。以下「給与規程」という。）、国立大学法人東京外国語大学年俸制職員給与規程（平成27年規則第86号。以下「年俸制給与規程」という。）、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員給与規程（平成16年規則第69号。以下「非常勤職員給与規程」という。）、特定有期雇用職員就業規則及び短時間特定有期雇用職員就業規則に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

3 前2項のほか、介護休業及び介護部分休業に係る給与等の取扱いについては、給与規程、年俸制給与規程、非常勤職員給与規程、特定有期雇用職員就業規則及び短時間特定有期雇用職員就業規則の定めるところによる。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 職員は、介護休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。